

試 作 研 究 請 負 契 約 特 別 条 項

第1章 総則

(契約の目的)

第1条 乙は、この契約書のほか、この契約書に付属する仕様書並びに参考として仕様書に添付された図面、見本及び図書（以下「仕様書等」という。）に定めるところに従い、契約物品（役務対象物品を含み、ソフトウェアその他の電子計算機情報を含む。以下同じ。）の試作研究を行い、納期までに、契約物品を納入し、甲は、その代金を乙に支払うものとする。

2 甲は、この契約に別段の定めがあるもののほか、代金のほかこの契約に関しなんらの負担を負わないものとする。

(代金)

第2条 契約金額をもって、乙に支払われる代金の金額とする。

第2条 乙に支払われる代金の金額は、特約条項の定めるところに従い確定するものとする。

(債務の引受け等の承認)

第3条 乙は、次の各号に掲げる場合は、あらかじめ、書面により甲の承認を受けなければならない。

- (1) この契約に基づく債務の全部又は一部を第三者に引き受けさせる場合
- (2) この契約に基づく債権の全部又は一部を第三者に譲渡する場合
- (3) 納入前の物品を担保に供する場合
- (4) この契約物品の全部又はその主要部分の試作研究を第三者に請け負わせる場合。ただし、契約物品のうち、別紙に掲げる部分の試作研究を別紙に掲げる者に請け負わせる場合は、この限りでない。

2 甲は、前項第1号から第3号までに掲げる場合においては、この契約の履行上支障を生ずるおそれがない限り、速やかに承認を与えるものとする。

(代理人等の届出)

第4条 乙は、次の各号に掲げる場合は、あらかじめ、書面により甲に届け出なければならない。

- (1) この契約の履行に関する事務の全部又は一部を行わせるため、代理人を選任する場合
- (2) この契約物品の主要部分でない部分（軽易なものを除く。）の試作研究を第三者に請け負わせる場合。ただし、契約物品のうち別紙に掲げる部分の試作研究を別紙に掲げる者に請け負わせる場合は、この限りでない。

(下請負)

第5条 乙は、契約物品の試作研究を第三者に請け負わせる場合においても、この契約により乙の義務とされている事項につきその責めを免れない。

(第三者の権利の侵害の禁止)

第6条 乙は、この契約の履行に当たり、第三者の有する知的財産権（知的財産基本法（平成14年法律第122号）第2条第2項に規定する知的財産権をいう。）又は技術上の知

識に関し第三者が乙に対して有する契約上の権利を侵害することのないよう必要な措置を講ずるものとする。

- 2 乙が、前項の必要な措置を講じなかったことにより甲が損害を受けた場合は、甲は、乙に対してその賠償を請求することができる。

(契約書及び仕様書の優先並びに仕様書等の疑義)

第7条 参考として仕様書に添付された図面、見本及び図書が契約書及び仕様書に定めるところと矛盾する場合は、契約書及び仕様書が優先する。

- 2 乙は、仕様書等に疑義がある場合は、速やかに甲の説明を求めなければならない。この場合において、乙は、当該説明が文書によってなされるよう要求することができる。
- 3 乙は、前項の説明に従ったことを理由として、この契約に定める義務の履行の責めを免れない。ただし、乙がその説明の不適當なことを知って、速やかに甲に異議を申し立てたにもかかわらず、甲が当該説明によることを求めたときは、この限りでない。

(図面等の承認)

第8条 仕様書の定めるところにより乙が図面又は見本を作成して甲の承認を受けた場合は、当該図面又は見本（以下「承認図面等」という。）は参考として仕様書に添付された図面又は見本の一部となったものとみなす。承認図面等が参考として添付された図面、見本又は図書に定めるところと矛盾する場合は、承認図面等が優先する。

- 2 乙は、承認図面等に従ったことを理由として、この契約に定める義務の履行の責めを免れない。ただし、前項の承認が、内容の変更を条件として与えられた場合に、乙が、当該条件に対して異議を申し立てたにもかかわらず、甲がその条件によることを求めたときは、この限りでない。
- 3 仕様書の定めるところにより乙が承認図面等のほか、技術審査に関する書類を作成して甲の承認を受けた場合は、前各項の規定を準用する。

(工事計画書の提出)

第9条 乙は、仕様書の定めるところにより、速やかに契約物品の試作研究に関し工事計画書を甲に提出しなければならない。

- 2 甲は、前項の工事計画書を不適當であると認める場合は、その変更を求めることができる。

(監督官等の派遣)

第10条 甲は、この契約の適正な履行を確保するため、必要があると認めた場合は、監督官、検査官及びその他の職員（以下「監督官等」という。）を乙の営業所、工場その他の関係場所に派遣するものとする。

- 2 甲は、監督官等を派遣する場合は、その権限及び事務の範囲を乙に明示しなければならない。
- 3 監督官等は、職務の遂行にあたり、乙が行う業務を不当に妨げてはならない。
- 4 乙は、監督官等の職務の遂行につき相当の範囲内で協力しなければならない。

(輸送費)

第11条 納入場所までの輸送（梱包も含む。）に必要な費用は、代金に含まれるものとする。

第2章 契約の履行

第1節 官給品等

(官給品等の支給及び貸与)

第12条 乙がこの契約の履行のため支給又は貸与を受ける材料、部品、機器、治工具、測定具等（ソフトウェアその他の電子計算機情報を含む。以下「官給品等」という。）の品目、数量、支給又は貸与を受ける期日及び場所その他必要な事項は、契約書の別表及び仕様書の定めるところによる。

(官給品等の保管、引取り等)

第13条 乙は、官給品等の支給又は貸与を受ける場合は、これに立ち会い、品目、数量等について、契約書の別表及び仕様書と照合の上、異状（品質又は規格が使用に不適当な場合を含む。以下同じ。）の有無及び数量の過不足を確認するものとし、異状又は数量の過不足を発見した場合は、直ちに甲の指定する物品管理職員に申し出て、その指示を受けるものとする。後日、異状及び数量の過不足を発見した場合も又同様とする。

2 乙は、官給品等の支給又は貸与を受けた場合は、これと引換えに受領書を物品管理職員に提出するものとする。

3 乙は、官給品等をこの契約の目的以外に使用し、又は利用してはならない。ただし、物品管理職員を経由して甲の承認を受けた場合は、この限りでない。

4 乙は、官給品等を善良な管理者の注意をもって保管しなければならない。

5 乙は、官給品等について、出納及び保管の帳簿を備え、その受払いを継続的に記録整理し、その状況を明らかにしなければならない。

6 官給品等の性質によって生じた契約物品の契約不適合（納入された契約物品が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないこと。以下同じ。）については、乙は、この契約に定める責めを免れる。ただし、乙が官給品等の異状を知って速やかに甲に告げなかったときは、この限りでない。

7 官給品等の引取り及び保管に必要な費用は、代金に含まれるものとする。

8 官給品等の異状を甲の指示により乙が修補した場合は、その費用は、甲の負担とする。

(官給品等の返還)

第14条 乙は、支給又は貸与を受けた官給品等につき、必要がなくなった場合は、速やかに甲に通知し、甲の指示するところに従い、返品書及び使用明細書を添えてこれを物品管理職員に返還しなければならない。

2 返還に必要な費用は、甲の負担とする。

第2節 地方防衛局

(地方防衛局)

第15条 乙は、この契約により甲に対してなすべき行為のうち甲が別に指示したものは、所管の地方防衛局、地方防衛局地方防衛支局、地方防衛局地方防衛事務所又は地方防衛局地方防衛支局地方防衛事務所を経由して行うものとする。

第3節 監督及び完成検査

(監督)

第16条 甲の指名した監督官は、契約物品の試作研究について、その材料、部品又は半製品に関し、契約書、仕様書等及び甲の定める監督実施要領に基づき、甲が必要と認めた場合又は乙の申請があった場合において、立会い、指示、審査、確認その他の方法により必

要な監督を行うものとする。

2 乙は、前項の規定により監督官が監督を行う場合は、これに応じなければならない。この場合においては、第7条第3項の規定を準用する。

3 監督を受けるのに必要な費用は、代金に含まれるものとする。

(完成検査)

第17条 乙は、契約書又は仕様書等において完成検査を行わないこととされている場合を除き契約物品を納入場所に送付するのに先立ち、契約物品の品質（契約物品の性質上必要な包装等の品質を含む。）に関し、甲の完成検査を受けなければならない。

2 完成検査は、甲の指名した検査官により、契約書、仕様書等及び甲の定めた完成検査実施要領に基づいて行われるものとする。

3 完成検査においては、契約物品の品質が契約書及び仕様書等に適合するか否かにより、合格又は不合格の判定を行うものとする。

4 検査官は、前項の規定により合格と判定した場合は、速やかに完成検査合格証を乙に交付するものとする。

5 乙は、完成検査に立ち会わなければならない。

6 完成検査を受けるのに必要な費用は、代金に含まれるものとする。

(完成検査の期日及び場所)

第18条 乙は、完成検査を受けようとする期日及び場所について甲に申請するものとする。

2 甲又は乙は、完成検査の実施の期日又は場所を変更する必要がある場合は、遅滞なく相手方に通知し、協議の上、新たな期日又は場所を定めなければならない。

3 乙は、完成検査の期日までに、必要な準備を完了しなければならない。

第4節 納入

(持込みの予定期日等の通知)

第19条 乙は、契約物品を納入場所に持ち込もうとする場合には、必要に応じ、持込みの予定期日その他必要な事項を納入場所の検査官に通知しなければならない。納期までに相当の間があるときは、乙はあらかじめ、持ち込みの予定期日その他必要な事項について甲と協議しなければならない。

(給付の終了の届出)

第20条 乙は、契約物品の持込みの完了（据付けを必要とするときは、据付けの完了）によりこの契約に基づく給付が終了した場合は、直ちに納品書に完成検査合格証を添えて、その旨を検査官に届け出なければならない。契約物品が分割して納入することとされている場合において、それぞれの部分につき給付が終了したときも又同様とする。

(受領検査)

第21条 甲は、前条の届出があった場合は、当該届出に係る契約物品について、この契約に基づく給付の完了の確認のため、甲の指名した検査官により受領検査を実施させるものとする。

2 受領検査の実施については、甲の定めた受領検査実施要領に規定するところによるものとする。

3 受領検査においては、契約物品及び完成検査合格証を確認した上、契約物品が契約書及

び仕様書等に適合するか否かにより合格又は不合格の判定を行うものとする。

- 4 前項の判定は、前条の届出があった日から14日以内にしなければならない。
- 5 乙は、受領検査に立ち会うことができる。
- 6 乙は、検査官に対し、検査の日時その他必要な事項の通知を求めることができる。
- 7 受領検査を受けるのに必要な費用は、代金に含まれるものとする。

(受領)

第22条 甲は、契約物品が受領検査において合格とされた場合は、これを受領する。

- 2 甲は、乙が受領検査において不合格とされた契約物品を引き取るのに必要な期間は、乙が自ら管理する場合を除き、善良な管理者の注意をもってこれを保管しなければならない。

(値引き受領)

第23条 甲は、完成検査において契約物品が不合格と判定された場合において、当該契約物品に使用上重大な支障がないと認めて特にその受領を容認したときは、不合格品値引受領確認証を乙に交付するものとする。

- 2 乙は、完成検査において不合格と判定された契約物品について、前項の規定による受領の容認を甲に申請することができる。
- 3 乙は、不合格品値引受領確認証の交付を受けている場合は、受領検査においては完成検査合格証に代えて不合格品値引受領確認証の確認を受けるものとし、甲は、数量の不足及び輸送中の事故が確認されない限り当該契約物品を受領する。
- 4 前項に規定するもののほか、受領検査において不合格と判定された契約物品で甲が使用上重大な支障がないと認めたものにつき受領することがあるものとする。
- 5 乙は、受領検査において、不合格と判定された契約物品について前項の規定による受領を甲に申請することができる。
- 6 甲は、第3項又は第4項の契約物品を受領する場合は、代金につき相当額を減額する。

(特別受領)

第24条 甲は、完成検査において、契約物品が不合格と判定された場合において不合格と判定された理由が試作研究中における予測し難い技術上の障害に基づくものであり、かつ、当該契約物品が試作研究の目的を充足していると認めたときは、特にその受領を容認することができる。この場合においては、当該契約物品が完成検査に合格と判定されたものとみなし、完成検査合格証を乙に交付するものとする。

- 2 前項の規定による完成検査合格証は「特別受領」の文字を記載するものとする。
- 3 乙は、完成検査において、不合格と判定された契約物品について第1項の規定により受領の容認を甲に申請することができる。
- 4 甲は、受領検査において契約物品が不合格と判定された場合において、不合格と判定された理由が試作研究中における予測し難い技術上の障害に基づくものであり、かつ、当該契約物品が試作研究の目的を充足していると認めたときは、特にこれを受領することができる。
- 5 第3項の規定は、前項の場合に準用する。

(所有権の移転)

第25条 契約物品の所有権は、甲が受領した時をもって乙から甲に移転するものとする。

- 2 契約物品の性質上必要な包装等は、仕様書に特に定めのあるものを除き、契約物品の所

有権の移転とともに甲に帰属するものとする。

(受領書の交付)

第26条 甲は、契約物品を受領した場合は、必要事項を記載した受領書を遅滞なく乙に交付するものとする。

(納入場所が工場である場合)

第27条 納入場所が乙の工場である場合における給付の終了の予定期日その他必要な事項の通知及びその届出については、第19条及び第20条の規定を準用する。

2 納入場所が乙の工場である場合においては、甲が契約物品の受領後これを工場から搬出するのに必要な期間は、甲が自ら管理する場合を除き、乙は、善良な管理者の注意をもってこれを保管しなければならない。

第5節 代金の支払

(代金の請求及び支払)

第28条 乙は、契約物品の全部を納入した場合は、代金を甲の指定する者に請求することができる。

2 乙は、代金を請求する場合は、甲が指定する者の行う納入の確認を得た上、受領書その他甲の指定する証拠書類を添付した適法な支払請求書をもってするものとする。

3 甲は、前項に定める支払請求書を受理した場合は、受理した日から30日以内の日に乙に当該金額を支払うものとする。

(支払の特例)

第29条 甲は、特約条項の定めるところにより前払金を支払う。

2 甲は、特約条項の定めるところにより部分払を行う。

3 前項に定める場合のほか、契約が性質上可分のものであって、分割して納入することができることとされている場合において、この契約の履行を確保するためその他特別の必要が生じたときは、既に納入された部分について相当額の代金を支払うことがあるものとする。この場合においては、甲が代金を支払った日から未納部分が納入された日までの日数に応じ、支払った額に甲の定める調整率を乗じて計算した額を契約金額から減額する措置をとるものとする。

(支払遅延利息)

第30条 甲は、約定期間（第28条第3項の期間をいう。以下同じ。）内に代金を乙に支払わない場合は、約定期間満了の日の翌日から支払をする日までの日数に応じ、未支払金額に対し、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定により財務大臣が決定する率を乗じて計算した金額を遅延利息として乙に支払わなければならない。ただし、約定期間内に支払をしないことが天災地変等やむを得ない理由による場合は、当該理由の継続する期間は約定期間に算入せず、又は遅延利息を支払う日数に計算しないものとする。

2 前項の規定により計算した遅延利息の額が100円未満である場合は、遅延利息を支払うことを要せず、その額に100円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てるものとする。

3 甲が、第21条第4項に定める期間内に合否の判定をしない場合は、その期間を経過した日から合否の判定をした日までの日数は約定期間の日数から差し引くものとし、また、

当該遅延期間が約定期間の日数をこえる場合は、約定期間は満了したものとみなし、甲は、そのこえる日数に応じ前2項の計算の例に準じ、第1項に定める利率をもって計算した金額を乙に対して支払わなければならない。

(契約保証金による充当)

第31条 甲は、第45条第1項の規定により違約金を徴収し、又は同条第2項の規定により損害賠償を請求する場合は、乙が提供した契約保証金をもってこれに充当するものとする。

2 乙が契約保証金に代えて担保を提供した場合においては、前項の徴収又は請求は相当の期間を定めてするものとし、その期間内に支払がなかったときは、甲はこれを換価して得た金額をもって違約金又は損害賠償に充当するものとする。

第6節 納期の猶予及び履行遅滞

(納期の猶予)

第32条 乙は、理由を添えて、納期の猶予を申請することができる。

2 甲は、前項の申請があった場合においては、契約の目的の達成に支障がないと認める日まで納期を猶予することができる。

3 乙は、納期を過ぎた後においても、第1項の申請をすることができる。

(延納金)

第33条 乙は、前条第2項の規定により納期が猶予された場合であって、乙の責めに帰することができない理由によって納入が遅れた日数その他予測し難い技術上の障害等の事情を考慮して延納金の支払を求めることが不相当である日数があるときは、当該日数について、延納に係る遅延損害金（以下「延納金」という。）を支払うことを要しない。

2 前項に規定する場合のほか、前条第2項の規定により納期が猶予された場合には、乙は、次の各号に掲げる延納日数（前項に規定する日数を除く。）に応じ、延納分に相当する代金に対し、年3パーセントの率を乗じて計算した金額の延納金を甲に支払わなければならない。

(1) 納期以前にされた申請に基づいて納期が猶予された場合において、猶予された日までに延納分を納入したときは、従前の納期の翌日から納入した日までの日数

(2) 納期以前にされた申請に基づいて納期が猶予された場合において、猶予された日までに延納分を納入しなかったときは、従前の納期の翌日から猶予された日までの日数

(3) 納期を過ぎた後においてされた申請に基づいて納期が猶予された場合において、猶予された日までに延納分を納入したときは、申請した日の翌日から納入した日までの日数

(4) 納期を過ぎた後においてされた申請に基づいて納期が猶予された場合において、猶予された日までに延納分を納入しなかったときは、申請した日の翌日から猶予された日までの日数

3 前項の規定の適用においては、納入は第20条の届出があった時にされたものとみなす。

4 乙は、甲が相当の期間を置いて指定する期日までに第1項の延納金を支払わない場合は、その期日の翌日から支払のあった日までの日数に応じ、当該延納金に対し、年3パーセントの率を乗じて計算した金額を遅延利息として甲に支払わなければならない。

(遅滞金)

第34条 乙は、契約物品の納入が納期に遅れた場合には遅滞日数に応じ、遅滞分に相当する代金に対し、1日につき0.3パーセントの率を乗じて計算した金額を遅滞金として甲に支払わなければならない。

2 前項の規定において「遅滞日数」とは、納期の翌日から遅滞分を納入した日（納期を過ぎた後においてされた申請に基づいて納期が猶予された場合においては、当該申請があった日）までの日数から乙の責めに帰することができない理由によって遅れた日数を除いた日数をいう。

3 前条第3項の規定は、前項の場合に準用し、前条第4項の規定は、第1項の場合に準用する。

第3章 契約の効力等

（契約物品の納入不能等の通知）

第35条 乙は、理由のいかんを問わず納期までに契約物品を納入する見込みがなくなった場合、契約物品を納入することができなくなった場合又は納入前の契約物品の滅失又は損傷で第37条の規定により甲の負担となるべきものが発生した場合は、直ちに甲にこの旨を通知するものとする。

（危険負担）

第36条 甲乙双方の責めに帰することができない理由により、契約物品を納入することができなくなった場合は、乙は契約物品を納入する義務を免れるものとし、甲はその代金の支払の義務を免れるものとする。

2 甲の責めに帰すべき理由により、契約物品を納入することができなくなった場合は、乙は契約物品を納入する義務を免れるものとし、甲は乙に代金（乙が、納入の義務を免れたことによって得た利益に相当する金額を除く。）を支払うものとする。

3 前項の場合において、乙が保険金、損害賠償その他の代償又はそのような代償の請求権を取得したときは、甲は、その価額の限度で代金の支払義務を免れる。

（損害負担）

第37条 納入前の契約物品が滅失し、又は損傷した場合において、これを修補（良品との取り替えを含む。以下次条において同じ。）すべきときは、その損害は次項から第4項までの規定に従って負担されるものとする。

2 前項の滅失又は損傷が甲乙双方の責めに帰することができない理由によるものである場合は、その損害は乙の負担に帰する。ただし、官給品等については、その損害は甲の負担に帰する。

3 第1項の滅失又は損傷が甲の責めに帰すべき理由によるものである場合は、その損害は甲の負担に帰する。

4 第1項の滅失又は損傷が乙の責めに帰すべき理由によるものである場合は、その損害は乙の負担に帰する。

5 第1項から前項までに規定する損害の評価は、契約物品又は官給品等に係る付保の有無、保険金額その他の付保の状況により影響されない。

6 第2項ただし書又は第3項の場合において、乙が保険金、損害賠償その他の代償又はそのような代償の請求権を取得したときは、甲は、その価額の限度でその負担を免れる。

（官給品等の滅失又は損傷）

第38条 乙は、契約物品の試作研究に使用される前の官給品等が滅失し、又は損傷した場合は、速やかにその旨を文書をもって甲に届け出なければならない。

2 前項の滅失又は損傷が乙の責めに帰すべき理由によるものである場合は、乙は、甲の指示するところに従い、乙の負担においてこれを修補し、又はその損害を賠償しなければならない。

3 前項に規定する場合を除き、契約物品の試作研究に使用される前の官給品等の滅失又は損傷によって生じた損害は、甲の負担に帰する。

4 前条第5項の規定は、前2項の損害の評価に準用する。

(契約物品の契約不適合)

第39条 納入された契約物品に契約不適合がある場合は、甲は相当の期限を定めて乙に修補（良品との取り替え及び数量不足の場合における数量の追加を含む。以下同じ。）を請求するものとする。ただし、甲は、契約不適合が重要でなく、かつ、その修補に過分の費用を要するときその他修補を請求することが相当でないと認められるときは、修補の請求に代えて代金の減額を請求することができる。

2 契約物品の契約不適合が乙の責めに帰すべき理由によるものである場合は、甲は、前項の請求に際し、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。

3 甲は、受領検査実施要領において契約物品の全数について数量の確認を行うことが定められている場合は、契約物品の契約不適合として数量の不足を主張することができない。

4 修補の請求又は代金の減額の請求の通知は、契約物品の納入の日（乙が当該契約不適合につき知って告げなかった場合は、当該契約不適合が発見された日）から1年以内に発しなければならない。ただし、数量の不足については6月内に発するものとし、また、修補の期限がこの期間の満了の日以後に到来することとなっているときは、代金の減額の請求の通知に関しては、当該期限の到来の日から2週間を経過する日までこの期間を延長する。

5 乙は、前項に規定する通知があった場合においては、甲に対し異議を申し立てることができる。甲は、審査の上、乙の申立てに理由があるときは、当該修補の請求又は減額の請求を取り消し、又は変更するものとする。

6 乙は、第4項に規定する通知があった場合において当該契約不適合が試作研究中における予測し難い技術上の障害に基づくものであるときは、その旨を甲に申し出ることができる。甲は、審査の上、申出に理由があるときは、当該修補の請求又は代金の減額の請求を取り消すものとする。

7 契約不適合のある契約物品の修補の義務の履行については、性質の許す限り、この特別条項を準用する。

8 前各項の規定は、第1項の規定に基づき修補され、再度引き渡された契約物品になお当該修補に係わる契約不適合がある場合に準用する。

9 修補に必要な代金は、代金に含まれるものとする。

第4章 契約の変更等及び解除

第1節 契約の変更等

(契約の変更)

第40条 甲は、契約物品の試作研究が完了するまでの間において必要がある場合は、納期、納入場所、契約数量、仕様書の内容その他乙の義務に関しこの契約に定めるところを変更

するため、乙と協議することができる。

- 2 乙は、契約物品の試作研究が完了するまでの間において、技術上予測し難い障害が生じたときその他仕様書等に不適当な個所があることが発見されたときは、その旨を甲に通知し、仕様書等の変更を求めるものとする。
- 3 第1項の規定により協議が行われる場合は、乙は見積書を作成し、速やかに甲に提出しなければならない。
- 4 第1項の協議の結果、契約金額を変更する必要がある場合においても、以後しばしば契約金額の変更の必要を生ずる見込みがあるときその他相当と認めるときは、甲乙協議の上、その際契約金額の変更のための措置をとることなく、後日これを取りまとめて行うことができる。
- 5 乙は、官給品等の支給又は貸与その他この契約により甲のなすべき行為が遅延した場合において必要があるときは、納期その他この契約に定めるところを変更するため甲と協議することができる。

(事情の変更)

第41条 甲及び乙は、この契約の締結後、経済情勢の変動、天災地変、法令の制定又は改廃その他の著しい事情の変更により、この契約に定めるところが不当となったと認められる場合は、この契約に定めるところを変更するため協議することができる。

- 2 前条第3項の規定は、前項の規定により契約金額の変更に關して協議を行う場合に準用する。

(試作研究の一時中止)

第42条 甲は、契約物品の試作研究が完了するまでの間において、その試作研究を一時中止させることができる。

- 2 甲が試作研究を一時中止させた場合において乙に損害が生じたときは、乙はその損害につき甲に賠償を請求することができる。
- 3 前項に規定する損害賠償の請求は、試作研究の再開の日から30日以内に文書により行わなければならない。
- 4 試作研究を一時中止した後再開した場合の納期については、第40条第5項の規定を準用する。

第2節 契約の解除

(甲の解除権)

第43条 甲は、次の各号の一に該当する場合は、この契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 乙の責めに帰すべき理由により乙が納期までに契約物品を納入しなかった場合
- (2) 乙の責めに帰すべき理由により乙が契約物品を納入することができなくなった場合
- (3) 甲乙双方の責めに帰することができない理由により乙が納期までに契約物品を納入しなかった場合
- (4) 甲乙双方の責めに帰することができない理由により乙が契約物品を納入することができなくなった場合
- (5) 乙が債務の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合
- (6) 乙が契約上の義務に違反したことによってこの契約の目的を達することができなく

なった場合

- 2 甲は、前項に定める場合のほか、甲の都合により必要がある場合は、この契約の全部又は一部を解除することができる。

(乙の解除権)

第44条 乙は、甲がその責めに帰すべき理由により契約上の義務に違反した場合においては、相当の期間を定めてその履行を催告し、その期間内に履行がないときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。

(違約金)

第45条 甲は、乙の責めに帰すべき理由によりこの契約の全部又は一部を解除した場合は、代金（一部解除の場合は、解除部分に相当する代金）の10パーセントの金額を乙から違約金として徴収するものとする。

- 2 前項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

- 3 第33条第4項の規定は、違約金の徴収の場合に準用する。

(損害賠償)

第46条 甲は、第43条第2項の規定によりこの契約の全部又は一部を解除した場合は、乙の請求により乙に生じた損害を賠償しなければならない。ただし、乙が納期までに契約物品を納入しなかったことにより契約を解除した場合は、この限りでない。

- 2 第44条の規定によるこの契約の全部又は一部の解除は、乙が乙に生じた実際の損害につき賠償を請求することを妨げない。

- 3 前2項に規定する損害賠償の請求は、解除の日から30日以内に文書により行わなければならない。

第5章 研究成果の取扱い等

(知的財産権等の定義)

第47条 この契約書（第6条を除く。）において「知的財産権」とは、次の各号に掲げるものをいう。

- (1) 特許権、特許を受ける権利、実用新案権、実用新案登録を受ける権利、意匠権、意匠登録を受ける権利、回路配置利用権、回路配置利用権の設定の登録を受ける権利及び外国におけるこれらに相当するもの（以下「産業財産権」と総称する。）並びに著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第21条から第28条までに規定する全ての権利を含む。）及び外国におけるこれに相当するもの（以下「著作権」と総称する。）
- (2) 技術資料（技術上の成果（文書、図画又は図表に表すことができるものをいう。）を表したものであって、かつ、財産的価値のあるものをいう。以下同じ。）を利用及び処分する権利

- 2 この契約書において「発明等」とは、次の各号に掲げるものをいう。

- (1) 発明
- (2) 考案
- (3) 意匠及びその創作
- (4) 半導体集積回路の回路配置に関する法律（昭和60年法律第43号）第2条第2項に規定する回路配置及びその創作

- (5) 著作物及びその創作
 - (6) 技術資料及びその創作
- 3 この契約書において知的財産権の「実施」とは、特許法（昭和34年法律第121号）第2条第3項に定める行為、実用新案法（昭和34年法律第123号）第2条第3項に定める行為、意匠法（昭和34年法律第125号）第2条第2項に定める行為、半導体集積回路の回路配置に関する法律第2条第3項に定める行為、著作権法第21条から第28条までに規定する全ての権利に基づき著作物を利用する行為及び技術資料を利用する行為をいう。
- 4 この契約書において「新研究成果」とは、この契約により生じる文書、図画又は図表に表すことができる技術上の成果をいう。
- 5 この契約書において「乙の固有の技術資料」とは、甲に知的財産権が帰属しない技術資料（乙が第三者から提供を受けた技術資料を含む。）のうち、新研究成果に該当しないものをいう。
- 6 この契約書において「外国関係主体」とは、次の各号のいずれかに該当するものをいう。
- (1) 外国の政府、外国の政府機関、外国の地方公共団体、外国の中央銀行又は外国の政党その他の政治団体（以下「外国政府等」という。）
 - (2) 外国法令に基づいて設立された法人その他の団体又は外国に主たる事務所を有する法人その他の団体（以下「外国法人等」という。）
 - (3) 外国籍又は外国永住権を有する者（業務従事者として甲の同意を得た者を除く。以下「外国籍者」という。）
 - (4) 外国法人等又は外国籍者により直接保有されるその議決権の数と他の会社を通じて間接に保有される議決権の数とを合計した議決権の数の総議決権に占める割合が100分の50以上に相当する会社
 - (5) 外国籍者が役員又は役員で代表する権限を有する者のいずれかの過半数を占める法人その他の団体
 - (6) 雇用契約、委任契約、請負契約その他の契約に基づき、外国政府等若しくは外国法人等の指揮命令に服する者又はこれらに対して善管注意義務（本契約と関係する可能性がないものを除く。）を負う者
 - (7) 外国政府等から多額の金銭その他の重大な利益（金銭換算する場合に当該者の年間所得のうち25%以上を占める金銭その他の利益をいう。）を得ており、又は得ることを約している者
 - (8) 日本国における行動に関し、外国政府等の指示又は依頼を受け、又は受ける外国法令上の義務を負う者
- 7 この契約書において「秘密」とは、日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法（昭和29年法律第166号）第1条第3項に規定する特別防衛秘密、特定秘密の保護に関する法律（平成25年法律第108号）第3条第1項に規定する特定秘密、防衛省が調達する装備品等の開発及び生産のための基盤の強化に関する法律（令和5年法律第54号）第27条第1項に規定する装備品等秘密及び重要経済安保情報の保護及び活用に関する法律（令和6年法律第27号）第3条第1項に規定する重要経済安全情報をいう。
- 8 この契約書において「保護すべき情報」とは、装備品等及び役務の調達における情報セ

セキュリティの確保について（防装庁（事）第137号。令和4年3月31日）第2項第1号に規定する保護すべき情報をいう。

9 この契約書において「秘密等」とは、秘密及び保護すべき情報をいう。

（知的財産権の帰属）

第48条 甲は、乙が次の各号、第3項及び第4項、次条から第55条まで及び第64条の規定のいずれも遵守することを確約して、新研究成果についての知的財産権を継続して自らに帰属させたい旨の申請を甲に書面（別記様式1）で提出し、甲が自ら当該権利を保有することが必要ないと判断したときには、当該権利を乙から譲り受けないことを承認するものとする。また、乙は、第2号において甲又は甲の指定する第三者に知的財産権を許諾した場合には、甲又は甲の指定する第三者の円滑な権利の実施に協力する。

(1) 乙は、新研究成果が得られた場合には、遅滞なく、甲に当該新研究成果を報告する。

(2) 乙は、甲が公共の利益のために特に必要があるとしてその理由を明らかにして求める場合には、無償で新研究成果についての当該知的財産権を実施する権利（技術資料を処分する権利を除く。）を甲及び甲の指定する第三者に許諾する。

(3) 乙は、当該知的財産権を相当期間活用していないと認められ、かつ当該知的財産権を相当期間活用していないことについて正当な理由が認められない場合において、甲が当該知的財産権の活用を促進するために特に必要があるとしてその理由を明らかにして求めるときは、当該知的財産権を実施する権利を第三者に許諾する。

(4) 乙は、甲以外の第三者に当該知的財産権を移転しようとし、又は当該知的財産権の専用実施権その他の日本国内及び国外において排他的に実施する権利（以下「専用実施権等」という。）の設定若しくは移転を承諾しようとするときは、当該知的財産権に秘密等が含まれない場合であって、合併又は分割により移転する場合及び当該知的財産権の活用を支障を及ぼすおそれがない場合として産業技術力強化法施行令（平成12年政令第206号）第2条第3項で定める場合（当該第三者が外国関係主体に該当する場合を除く。）を除き、あらかじめ甲の承認を受ける。

(5) この契約に基づく研究開発又は試作から得られた技術資料に秘密等が含まれる場合、乙は、防衛省又は防衛装備庁との契約に基づき、秘密等の保全に万全を期すものとする。

2 甲は、乙が前項で規定する書面を提出しない場合、又は前項の規定により知的財産権を乙から譲り受けないことを承認しない場合、乙から当該知的財産権（著作権法第27条及び第28条に掲げる権利を含む。）を譲り受けるものとする。

3 乙は第1項の書面を提出したにもかかわらず同項各号の規定のいずれかを満たしておらず、更に満たしていないことについて正当な理由がないと甲が認める場合、当該知的財産権（著作権法第27条及び第28条に掲げる権利を含む。）を無償で甲に譲渡しなければならない。

4 第1項の規定に基づいて、甲が知的財産権を乙から譲り受けないことを承認した場合であっても、その後に乙が解散して清算することとなった場合（会社法（平成17年法律第86号）第475条第1号に該当する場合）には、乙は、解散の前に知的財産権（著作権法第27条及び第28条に掲げる権利を含む。）を甲に譲渡しなければならない。

5 第1項から第4項までの規定は、乙が本契約に係る業務の全部又は一部を第三者に請け負わせ、その結果当該第三者が得た新研究成果についての知的財産権について準用する。

この場合において、当該第三者が当該権利を自らに帰属させたい旨の申請を行う場合には、乙を通して行い、乙はこれに協力するものとする。

（乙に帰属する著作物の公表の承認等）

第49条 乙は、前条第1項の規定に基づき甲が著作権を譲り受けなかった新研究成果の内容を、公表又は第三者に開示（口述によるものを含む。また、次条に規定する産業財産権の出願又は設定登録の申請に伴うものを除く。以下、この条において同じ。）しようとするときは、事前に甲の承認を書面（別記様式2）により申請しなければならない。この場合において、乙は、仕様書等の定めにより既に甲に報告したものを除き、公表又は第三者に開示しようとしている著作物を当該書面に添えるものとする。ただし、前条第1項に基づき乙が申請した際に確約した同項第2号又は第3号の規定に基づき、甲が乙に甲の指定する第三者への開示を求めた場合においては、既に当該甲の承認を得たものとして見なす。

2 乙は、前項の規定に基づく申請に対する甲の承認を得た後でなければ、前条第1項の規定に基づき甲が著作権を譲り受けなかった新研究成果の内容を公表又は第三者に開示してはならない。この場合において、乙は、当該承認を受けたことを以って、この特別条項の他の定めを免れ得るものと解してはならない。

3 前2項の規定は、既に当該新研究成果が公となっている場合及び乙がこの契約に係る業務の全部又は一部を請け負わせた第三者に開示する場合には、適用しない。

4 第1項の規定に基づく申請は、当該著作権の及ぶ新研究成果に秘密等が含まれない場合であって、第三者への開示が当該知的財産権の活用に支障を及ぼすおそれがない場合として産業技術力強化法施行令第2条第3項で定める場合に準じる場合（開示先の第三者が外国関係主体に該当する場合を除く。）であるときには、乙が、第三者に開示したことを遅滞なく甲に報告することをもって、これに代えることができる。

5 乙は、この契約の履行において生じた著作物及びその二次的著作物の公表に際し、研究委託性のある請負契約による成果である旨を明示するものとする。

6 前条第1項の規定に基づき甲が著作権を譲り受けなかった新研究成果の二次的著作物は、前条第1項の規定に基づき甲が著作権を譲り受けなかったこの契約の新研究成果と見なす。

（乙に帰属する産業財産権の出願に係る承認等）

第50条 乙は、この契約に係る産業財産権の出願又は設定登録の申請を行う場合は、事前に書面（別記様式3）により甲の承認を申請しなければならない。この場合において、乙は、出願又は設定登録の申請を行おうとしている発明等の内容について報告する以下の各号に掲げる資料（ただし、秘密等を含まないものに限る。）を当該書面に添えるものとする。

- (1) 特許出願の場合は、発明の概要を説明する資料並びに特許法（昭和34年法律第121号）第36条に規定する願書、明細書、特許請求の範囲、図面及び要約書
- (2) 実用新案登録出願の場合は、考案の概要を説明する資料並びに実用新案法（昭和34年法律第123号）第5条に規定する願書、明細書、実用新案登録請求の範囲、図面及び要約書

- (3) 意匠登録出願の場合は、意匠の概要を説明する資料並びに意匠法（昭和34年法律第125号）第6条に規定する願書及び図面若しくは図面に代わる写真
 - (4) 回路配置利用権の設定登録の申請の場合は、半導体集積回路の回路配置に関する法律（昭和60年法律第43号）第3条第2項に規定する申請書並びに同条第3項に規定する図面若しくは写真、説明書及び資料
- 2 甲は、前項の規定により、同項第1号に掲げる特許出願に係る申請を受けた場合において、当該出願の内容が経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律（令和4年法律第43号。以下「経済安全保障推進法」という。）第70条第1項に規定する保全指定を受けることを想定するのであれば出願を承認できると判断する場合、乙に対して同法第66条第2項前段の規定による申出を出願とともにに行い、同法第70条第1項に規定する保全指定を受けることを想定した特許出願を行うこと及び第51条第4項の規定に従うことに同意するか、書面にて問うものとする。この場合において、乙は、甲の問いに対し同意するときは、書面によりその旨回答するとともに、甲の指示に基づき、内閣府・経済産業省関係経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律に基づく特許出願の非公開に関する命令（令和5年内閣府・経済産業省令第5号）第2条第1項の申出に係る書類（以下「保全審査申出書類」という。）その他必要な書類を作成し、甲に提出しなければならない。
- 3 第1項の規定にかかわらず、乙は、次に掲げるところにより事前に甲の承認を書面（別記様式3）により申請することにより、同項第1号に掲げる特許出願であって、保護すべき情報を含む内容の出願に係る承認の申請を行うことができる。
- (1) 乙は、経済安全保障推進法第66条第2項前段の規定による申出を出願とともにを行い、同法第70条第1項に規定する保全指定を受けることを要望する旨を当該書面に記載すること。
 - (2) 乙は、第1項第1号に掲げる資料を当該書面に添えること。
 - (3) 乙は、保全審査申出書類を当該書面に添えること。
 - (4) 特許法の出願公開の特例に関する措置、同法第36条第1項の規定による特許出願に係る明細書、特許請求の範囲又は図面に記載された発明に係る情報の適正管理その他公にすることにより外部から行われる行為によって国家及び国民の安全を損なう事態を生ずるおそれ大きい発明に関する情報の流出を防止するための措置に関する基本指針（令和5年4月28日閣議決定）第1章第2節第1号に規定する類型を踏まえた上で、申出に係る発明が経済安全保障推進法第67条第1項に規定する発明に該当すると考える理由を保全審査申出書類に具体的に明記すること。
 - (5) 承認の申請に係る特許出願を防衛省又は防衛装備庁の職員と共同してする場合にあっては、当該特許出願をすること及び申請の内容について当該職員と調整を終えていること。
- 4 第2項に基づく甲の問いに対し、乙が同意しない旨書面にて回答した場合、乙は、甲の指示に基づき、経済安全保障推進法第70条第1項に規定する発明に該当しないよう出願内容を修正し、それを甲に提出しなければならない。
- 5 甲は、必要に応じて乙に出願内容の修正を指示することができ、また、乙は、甲の指示に基づき出願内容を修正の上、その出願内容を甲に提出しなければならない。また、前項

の規定に基づく修正を含め、乙が第1項又は第3項の規定に基づき甲の承認を申請したときに添えた発明等の内容を修正し、それを甲に提出した場合には、甲は、乙が提出した修正後の発明等の内容を第1項又は第3項の規定に基づく乙の申請に添えられたものとして取扱う。

- 6 乙は、第1項又は第3項に基づく甲への申請に対する甲の承認を得た後でなければ、第48条第1項の規定に基づき甲が産業財産権を譲り受けなかった新研究成果に関する産業財産権の出願又は設定登録の申請を行ってはならない。また、乙は、当該承認を受けたからといって、他の契約条項の定めを免れ得るものと捉えてはならない。
- 7 乙は、第2項の規定により又は第3項に基づく甲への申請により甲の承認を得た場合において前項の出願を行うときは、第2項又は第3項の規定に従って作成した保全審査申出書類を用いて経済安全保障推進法第66条第2項前段の規定による申出を行わなければならない。この場合において、当該出願に必要な書類に保護すべき情報が含まれるときは、書面（紙）により出願する（電子出願をしない）ものとする。
- 8 乙は、第6項に係る産業財産権の出願を行う場合は、特許法施行規則（昭和35年通商産業省令第10号）第23条第6項及び同規則様式第26備考23等を参考にして、当該出願書類に産業技術力強化法（平成12年法律第44号）第17条第1項に規定する特定研究開発等成果に係る出願である旨を記載しなければならない。
- 9 第2項又は第3項に該当する場合において、乙は、当該発明の内容を、経済安全保障推進法第67条第1項に記載された発明に該当する可能性の程度が高いものとして、適正に管理しなければならない。

（乙に帰属する産業財産権の出願後の手続）

- 第51条 乙は、前条第6項に規定する甲の承認を得た出願又は設定登録の申請を行った場合には、遅滞なく、産業財産権出願通知書（別記様式4）を甲に提出しなければならない。
- 2 乙は、前条第6項に規定する甲の承認を得た出願が経済安全保障推進法第67条第1項における保全審査に付された場合において、当該保全審査に付されたことの通知を受けたとき、その旨を甲に通知しなくてはならない。また、乙は、同条第10項に規定する書類の提出その他必要な措置を執らなければならない。
 - 3 乙は、前項における必要な措置として、自衛隊（自衛隊法（昭和29年法律第165号）第2条第1項に規定する「自衛隊」をいう。）を経済安全保障推進法第67条第9項第2号に規定する事業者として同項に規定する書類に記載しなければならない。
 - 4 乙は、前条第7項に基づき経済安全保障推進法第66条第2項前段の規定による申出を行った場合において、同法第71条に基づく内閣総理大臣からの保全指定しない旨の通知を受けた場合は、速やかに、当該申出をした特許出願を取り下げなければならない。また、乙は、当該取り下げについて甲に通知しなければならない。
 - 5 乙は、前条第6項に規定する甲の承認を受けた出願が経済安全保障推進法第70条第1項における保全指定された旨の通知及び同法第77条第2項における保全指定を解除した旨の通知を受けた場合、その旨を甲に速やかに通知しなければならない。
 - 6 乙は、前項における保全指定された旨の通知を受けた場合、経済安全保障推進法の定めを遵守し、指定特許出願人として必要な措置を執らなければならない。

7 乙は、第5項の保全指定をされた場合において、甲が当該保全指定を受けた発明を実施したい旨を乙に通知したとき、甲に対する経済安全保障推進法第73条第1項ただし書きに規定する許可を得るための手続をとらなければならない。

8 乙は、第1項に係る産業財産権の出願又は設定登録の申請に関して設定の登録等を受けた場合には、遅滞なく、登録通知書（別記様式5）を甲に提出しなければならない。

（乙に帰属する技術資料の取扱い）

第52条 乙は、第48条第1項の規定に基づき甲が技術資料を利用及び処分する権利を譲り受けなかった新研究成果の内容を、この契約書若しくは仕様書等に基づき提出する場合又は同項に基づき乙が申請した際に確約した同項第1号の規定に基づき甲に報告する場合において、当該新研究成果に含まれる乙の固有の技術資料について、その該当する箇所を明示するものとする。

2 第1項の規定における新研究成果に関する技術資料で契約書又は仕様書等の定めるところにより甲に提出されたもの以外のもの（契約書又は仕様書等の定めるところにより甲に提出された技術資料に関係があるものに限る。）について、第58条第3項の規定を準用する。この場合において、当該規定により提出された新研究成果に関する技術資料については、第48条第1項の規定に基づき甲が技術資料を利用及び処分する権利を譲り受けなかった新研究成果に該当すると見なす。

3 前2項の規定における新研究成果に含まれる乙の固有の技術資料の甲による利用について、第58条第5項から第7項までを準用する。

4 第48条第1項の規定に基づき甲が技術資料を利用及び処分する権利を譲り受けなかった新研究成果の内容を、乙が公開又は第三者に開示しようとするときは、第49条第1項から第4項までの規定を準用する。

（乙に帰属する知的財産権の移転）

第53条 乙は、この契約に係る知的財産権（その専用実施権等を含む。以下この条において同じ。）を甲以外の第三者に移転しようとする場合には、事前に移転先の第三者がこの特別条項を承継することを約定する乙と当該第三者との間の契約書を添えて、移転承認申請書（別記様式6）を甲に提出し、承認を得なければならない。ただし、当該知的財産権の及ぶ新研究成果に秘密等が含まれない場合であって、合併若しくは分割により移転する場合又は当該知的財産権の活用に支障を及ぼすおそれがない場合として産業技術力強化法施行令第2条第3項で定める場合（移転先の第三者が外国関係主体に該当する場合を除く。）であるときは、この限りでない。

2 前項の規定により承認を得ようとするとき、乙は、乙が行う第48条から第55条まで、第62条及び第64条の規定の履行に支障を与えないよう当該第三者に約させなければならない。

3 乙が第1項に基づき甲の承認を得た場合において、当該知的財産権の及ぶ新研究成果に秘密等が含まれるときは、乙は、防衛省又は防衛装備庁が移転先となる当該第三者と秘密等の保全に関する契約を締結した後でなければ、移転してはならない。

4 乙は、当該知的財産権の移転を行なった場合には、遅滞なく、移転通知書（別記様式7）を甲に提出しなければならない。

5 乙は、乙が第1項に係る移転を行った場合、当該知的財産権の移転を受けた者に、当該知的財産権について、第48条第1項各号及び第3項から第5項まで、第49条から第55条まで、第62条及び第64条の規定を遵守させるものとする。

(乙に帰属する知的財産権の実施許諾)

第54条 乙は、この契約に係る知的財産権について甲以外の第三者に実施を許諾しようとする場合には、事前に実施許諾承認申請書(別記様式8)を甲に提出し、承認を得るとともに、乙が行う第48条、第49条、本条及び第64条の規定の履行に支障を与えないように当該第三者に約させなければならない。ただし、当該知的財産権の及ぶ新研究成果に秘密等が含まれない場合であって、合併若しくは分割により実施許諾先を変更する場合又は当該知的財産権の活用に支障を及ぼすおそれがない場合として産業技術力強化法施行令第2条第3項で定める場合に準じる場合(実施許諾先の第三者が外国関係主体に該当する場合を除く。)であるときは、この限りでない。

なお、第48条第1項に基づき乙が申請した際に確約した同項第2号又は第3号の規定に基づき、甲が乙に甲の指定する第三者への許諾を求めた場合においては、当該甲の承認を得たものと見なす。この場合において、乙は、「実施許諾承認申請書」とあるのを「実施許諾報告書」と読み替えた書面により、甲に報告するものとする。

2 乙は、この契約に係る知的財産権について甲以外の第三者に専用実施権等を設定しようとする場合は、専用実施権等設定承認申請書(別記様式9)を甲に提出し、その承認を得るとともに、乙が行う第48条、第49条、本条及び第64条の規定の履行に支障を与えないよう当該第三者に約させなければならない。ただし、当該知的財産権の及ぶ新研究成果に秘密等が含まれない場合であって、合併若しくは分割により専用実施権等の設定先を変更する場合又は当該知的財産権の活用に支障を及ぼすおそれがない場合として産業技術力強化法施行令第2条第3項で定める場合に準じる場合(専用実施権等の設定先の第三者が外国関係主体に該当する場合を除く。)であるときは、この限りでない。

3 乙が前2項に基づき甲の承認を得た場合において、当該知的財産権の及ぶ新研究成果に秘密等が含まれるとき、乙は、防衛省又は防衛装備庁が当該第三者と秘密等の保全に関する契約を締結した後でなければ、当該許諾をしてはならない。

(乙に帰属する知的財産権の放棄)

第55条 乙は、この契約に係る知的財産権を放棄する場合には、事前に放棄承認申請書(別記様式10)を甲に提出し、承認を得なければならない。乙は、当該放棄を行った後にその内容を甲に報告するものとする。

(甲に帰属する著作物の取扱い)

第56条 第48条第2項又は第3項に該当する場合、乙は、甲の著作権が及ぶ新研究成果について、乙がその内容を公開又は第三者に開示しようとする場合、あらかじめ甲の許諾を得るものとする。ただし、既に当該新研究成果が公となっている場合は、この限りでない。また、乙が部外転用(防衛省が開発等を行った装備品等の部外転用に係る技術資料等の利用等に関する手続について(防装庁(事)第291号。30.8.8。以下「部外転用通達」という。)第2項第3号に規定する部外転用をいう。以下同じ。)のため公開又は第三者に開示しようとしている場合は、第60条による。

2 乙は、前項の規定に基づき甲の許諾を得た後でなければ、当該新研究成果の内容を公開又は第三者に開示することができない。また、公開に際しては、第49条第6項の規定を準用する。

3 第48条第2項又は第3項に該当する場合、乙は、甲の著作権が及ぶ新研究成果について、乙が防衛省又は防衛装備庁に供する目的の場合において、複製、翻訳、変形、脚色その他翻案することができる。ただし、翻訳、変形、脚色その他翻案した二次的著作物の著作権は、甲に譲渡するものとする。また、当該二次的著作物は、この契約における新研究成果と見なすものとする。

(甲に帰属する産業財産権の管理)

第57条 第48条第2項又は第3項に該当する場合、乙はこの契約に係る産業財産権について、甲の要請に基づき、出願又は申請から権利の成立に係る登録まで必要となる手続を甲の名義(出願人名又は申請者名を防衛装備庁長官とする。)により行うものとする。

2 甲は、前項の場合においてこの契約に係る産業財産権の成立に係る登録が日本国において行われたとき(ただし、日本国における登録が行われたとき権利が成立していない他の外国の権利にあたっては、当該外国において権利が成立したときとする。)に、乙に対し、乙が当該産業財産権の出願又は申請、出願審査の請求及び権利の成立に係る登録までに要した全ての経費を支払うものとする。

3 甲は、甲が承継した産業財産権の実施の許諾について乙が求めた場合、特に支障がない限りこれを許諾するものとし、甲が承継した産業財産権の実施料の支払いその他必要な事項は、甲乙協議して定めるものとする。ただし、乙が防衛省又は防衛装備庁に供する目的である場合、甲は、無償で乙に許諾できるものとする。

(甲に帰属する技術資料の取扱い)

第58条 第48条第2項又は第3項に該当する場合、契約書又は仕様書等の定めるところにより甲に提出された技術資料の利用及び処分に関する権利は、甲が有する。ただし、当該技術資料に含まれている乙の固有の技術資料は、その限りではない。

2 乙は、前項に規定する甲に提出された技術資料に含まれている乙の固有の技術資料について、その該当する箇所を明示するものとする。

3 甲は、この契約の履行中及び終了後5年間は、第48条第2項又は第3項に該当する新研究成果に関する技術資料で契約書又は仕様書等の定めるところにより甲に提出されたものの以外のもの(契約書又は仕様書等の定めるところにより甲に提出された技術資料に関係があるものに限る。)につき、必要に応じ、乙にその提出を求めることができるものとし、乙が提出したときは、甲は乙に実費を支払うものとする。この場合において、乙が甲に提出した当該技術資料は、第48条第2項に該当する新研究成果と見なし、その技術資料を利用及び処分する権利は、第1項のとおりとする。ただし、この期間は、仕様書等に別段の定めがある場合はこれによる。

4 第1項及び第2項の規定は、前項の規定により甲に提出された技術資料について準用する。

5 甲は、この契約の履行中及び終了後5年間は、契約書又は仕様書等の定めるところにより甲に提出された乙の固有の技術資料につき、この契約に関して防衛省(防衛装備庁を含む。以下この条において同じ。)が行う監督、検査、調査、試験若しくはその結果の評価

その他これに類する業務のため必要がある場合は、その内容を防衛省の内部において利用し及び複製（当該技術資料のうち乙の指定するものの複製を除く。）することができる。
第3項ただし書の規定は、この項において準用する。

6 甲は、この契約の履行中及び終了後5年間は、前項の防衛省の行う業務に必要な場合は、契約書若しくは仕様書等又は第3項の規定の定めるところにより甲に提出された技術資料に直接関連がある乙の固有の技術資料の閲覧、複製（乙の指定するものの複製を除く。）及びその内容の防衛省の内部における利用について乙の許諾を求めることができる。この場合において、複製を乙が行うときは、乙に実費を支払うものとする。第3項ただし書の規定は、この項において準用する。

7 甲は、甲がこの契約の履行に当たり知得した乙の固有の技術資料の内容のうち、乙の指定するものについては、乙の承諾のない限り乙の指定する期間、第5項の防衛省の業務に関係のある防衛省の職員以外の者に漏らさないものとする。

（甲に帰属する技術資料の利用）

第59条 甲は、乙が、甲が承継した技術資料の利用の許諾を求めた場合は、部外転用通達に規定する手続きに基づき承認するものとし、甲が承継した技術資料の利用料の支払いその他必要な事項は、部外転用通達に規定する部外転用契約により定めるものとする。

2 前項にかかわらず、乙は、防衛省又は防衛装備庁に供する目的で、甲が承継した技術資料を無償で利用することができる。

（甲に帰属する技術資料の開示又は公開）

第60条 乙は、部外転用のため、甲に帰属する技術資料の内容を第三者に開示し、又は公開しようとする場合は、部外転用通達に規定する手続きに基づき承認を申請するものとする。

（成果の利用等）

第61条 第48条第1項の規定にかかわらず、乙は、甲に提出された新研究成果に係る知的財産権について、甲による当該新研究成果の利用に必要な範囲で、甲及び甲の指定する第三者が実施する権利を甲に無償で許諾したものとする。

2 乙は、契約書又は仕様書等の定めるところにより甲に提出された著作物（乙の固有の技術資料を除く。）の甲及び甲が指定する第三者による実施について、著作権人格権を行使しないものとする。また、乙は、当該著作物の著作権が乙以外の者であるときは、当該著作権者が著作権人格権を行使しないよう必要な措置をとるものとする。

（技術上の協力）

第62条 乙は、第48条第1項第2号及び第3号、第58条第5項及び第6項並びに前条第1項に基づき、甲及び甲が指定する第三者が知的財産権を実施する場合において、乙が甲から技術者の派遣その他の技術的な協力を求められたときは、特に支障のない限り適正な条件でこれに応じなければならない。

（立証責任）

第63条 第52条及び第58条に規定する技術資料が乙の固有の技術資料であるか否か及びこの契約に基づく業務に従事する乙の従業者等の職務行為として行った発明等が新研究成果に係るものであるか否かにつき甲乙間に争いを生じた場合の立証責任は、乙が負う。

（知的財産権の使用実績）

第64条 乙は、この契約の履行において生じた知的財産権について、甲が使用実績の報告を求めた場合は、これに協力するものとする。

(知的財産権の管理報告)

第65条 乙は、次の各号の内容について、知的財産管理報告書(別記様式11)を作成し、納期までに甲に提出するものとする。

- (1) 乙が知る限りにおいて、仕様書等で定める事項の遂行に当たり実施した又は留意すべき知的財産権(出願又は申請中のものを含む。)
- (2) 第52条第1項で定める新研究成果に含まれる乙の固有の技術資料
- (3) 第58条第1項で定める甲に提出された技術資料に含まれる乙の固有の技術資料
- (4) 第52条第2項及び第58条第5項から第7項までの規定における、乙の指定する技術資料

(職務発明規定の整備)

第66条 乙は、この契約の締結後速やかに従業者又は役員(以下「従業者等」という。)が行った発明等がこの契約を実施した結果得られたものであり、かつ、その発明等に至った行為がその従業者等の職務に属する場合には、その発明等に係る知的財産権が乙に帰属する旨の契約をその従業者等と締結し、又はその旨を規定する職務規程を定めなければならない。ただし、乙が知的財産権を従業者等から乙に承継させる旨の契約を乙の従業者等と既に締結し、又はその旨を規定する勤務規則等を定めており、これらをこの契約の実施に適用できる場合は、この限りではない。

(再委託における準用)

第67条 乙がこの契約に係る業務の全部又は一部を第三者に請け負わせる場合、乙は、この特別条項の履行に支障を与えないよう、この特別条項の規定を準用した契約を当該第三者と締結しなければならない。

(存続条項)

第68条 第48条から第64条までの規定は、これらの規定又は仕様書等に期間についての別段の定めがあるものを除き、この契約が終了し、又はこの契約が解除された後においても存続する。ただし、それぞれの知的財産権が消滅した場合、当該知的財産権に係る部分については、この限りでない。

(その他知的財産の取扱いに関する事項)

第69条 国際共同研究開発その他この特別条項の規定の適用に特段の支障がある場合、この特別条項の規定にかかわらず、仕様書等に別段の定めをすることができる。

第6章 秘密保全

(秘密の保全)

第70条 甲及び乙は、この契約の履行に際し知得した相手方の秘密を第三者に漏らし、又は利用してはならない。

2 乙は、特約条項の定めるところにより、秘密の保全を確実にしなければならない。

第7章 サプライチェーン・リスクへの対応

(サプライチェーン・リスクへの対応)

第71条 乙は、契約物品又は官給品等について、情報の漏えい若しくは破壊又は機能の不正な停止、暴走その他の障害等のリスク(未発見の意図せざる脆弱性を除く。以下「障害

等リスク」という。)が潜在すると知り、又は知り得べきソースコード、プログラム、電子部品、機器等(以下「ソースコード等」という。)の埋込み又は組込みその他甲の意図せざる変更を行ってはならない。

- 2 乙は、契約物品及び官給品等について、障害等リスクが潜在すると知り、又は知り得べきソースコード等の埋込み又は組込みその他甲の意図せざる変更が行われないように相応の注意をもって管理しなければならない。
- 3 乙は、契約物品又は官給品等について、甲の能力に対抗し、若しくはこれを棄損する動機を有するおそれのある者又はその者から不当な影響を受けるおそれのある者が開発、設計又は製作したソースコード等(乙がその存在を認知し、かつ、障害等リスクが潜在すると知り、又は知り得べきものに限り、主要国において広く普遍的に受け入れられているものを除く。)を直接又は間接に導入し、又は組み込む場合には、これによって障害等リスクを有意に増大しないことを調査、試験その他の任意の方法により確認又は判定するものとする。
- 4 甲は、乙がもっぱら甲の仕様のために特に導入し、又は組み込むソースコード等の全部又は一部に係る障害等リスクについて乙から照会を受けた場合であって、乙による前3項の規定の実施を補完する必要があると認めるときは、相応の期間をもってこれに回答するものとする。
- 5 第1項から第3項までに定めるもののほか、乙は、特約条項及び仕様書の定めるところにより、サプライチェーン・リスク(契約物品又は官給品等の取扱に係るサプライチェーンにおいて、障害等のリスクが潜在するソースコード等の埋込み又は組込みその他官の意図せざる変更が行われるリスクをいう。)に確実に対応しなければならない。
- 6 第3条及び第8条の規定は、前5項についても適用する。

第8章 雑則

(調査)

第72条 甲は、この契約の締結に先立って原価計算方式により算定した予定価格に係る実際の原価を確認する必要がある場合、又はこの契約に基づいて生じた損害賠償、違約金その他金銭債権の保全若しくはその額の算定等の適正を図るため必要がある場合は、乙に対し、その業務若しくは資産の状況に関して質問し、帳票類その他の物件を調査し、参考となるべき報告若しくは資料の提出又は提示を求め、又は甲の職員を乙の営業所、工場その他の関係場所に立ち入らせ、調査させることができる。

- 2 甲は、前項に定めるもののほか、この契約の事後に締結する契約の契約金額の適正を期するため、原価調査を行う必要がある場合は、乙に対し、この契約に係る支払金額に影響を与えないことを前提として前項の調査を実施することができる。
- 3 乙は、やむを得ない理由がある場合を除き、前2項に規定する調査に協力するものとする。
- 4 甲は、第1項及び第2項によるもののほか、この契約について、その原価を確認する必要がある場合は、乙に対し、第1項の調査を実施することができる。
- 5 乙は、前項に規定する調査に協力するものとする。

(その他)

第73条 この契約の履行については、この特別条項に定めるもののほか、特約条項の定めるところによる。

2 特殊条項にこの特別条項と異なる定めのある場合は、特殊条項の定めるところによる。

3 甲及び乙は、この契約に関し紛争又は疑義が生じた場合は、その都度協議して解決するものとする。

4 この契約においては、乙は「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」（令和4年9月13日ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議決定）を踏まえて人権尊重に取り組むよう努めるものとする。

（裁判管轄）

第74条 この契約に関する訴えは、東京地方裁判所の管轄に属するものとする。

上記契約の締結を証するため、契約書2通を作成し、双方記名押印の上、各1通を保有するものとする。

別記様式 1

発簡番号

令和 年 月 日

支出負担行為担当官

分任支出負担行為担当官 殿

(物別官室長 気付)

住 所

会 社 名

代表者名

担当者名

連 絡 先

知的財産権の帰属に係る申請書

会社名 代表者名（以下「乙」という。）は、支出負担行為担当官（又は分任支出負担行為担当官）（以下「甲」という。）に対し、下記 1 に掲げる契約に係る下記 2 の知的財産権を乙に継続して帰属させることの承認について、特別条項第 4 8 条第 1 項の規定に基づき申請します。

なお、申請に当たり、乙は、特別条項第 4 8 条第 1 項各号、同条第 3 項及び第 4 項、第 4 9 条から第 5 5 条まで及び第 6 4 条の規定について、いずれも遵守することを甲に対し確約いたします。

記

- 1 ア 調達要求番号
イ 契約件（品）名
- 2 ア 知的財産権の種類
イ 対象とする新研究成果
ウ（その他必要事項を適宜追記）

(備考)

特別条項第 6 8 条の規定により、仕様書等に別段の定めをしている場合は、当該別段の定めに応じてこの様式の記載を修正すること（以下、別記様式 2 から別記様式 1 1 まで同じ。）。

別記様式 2

発簡番号

令和 年 月 日

支出負担行為担当官

分任支出負担行為担当官 殿

(物別官室長 気付)

住 所

会 社 名

代表者名

担当者名

連 絡 先

著作物の公表又は第三者開示申請書

下記の契約に係る著作物の(公表
第三者への開示)について、特別条項第 4 9 条第
1 項の規定に基づき申請します。

記

- 1 調達要求番号
- 2 契約件(品)名
- 3 著作物の件名
- 4 開示先

関連文書：1 別記様式 1 の発簡番号及び発簡年月日

2 特別条項第 4 8 条第 1 項に基づく甲の承認書の発簡番号及び発
簡年月日

添付書類：公表又は第三者に開示しようとしている著作物

別記様式 3

発簡番号

令和 年 月 日

支出負担行為担当官

分任支出負担行為担当官 殿

(物別官室長 気付)

住 所

会 社 名

代表者名

担当者名

連 絡 先

産業財産権出願申請書

下記の契約に係る $\left(\begin{array}{c} \text{特許の出願} \\ \text{実用新案登録の出願} \\ \text{意匠登録の出願} \\ \text{回路配置利用権の設定登録の申請} \end{array} \right)$ について、特別条項

第 50 条 $\left(\begin{array}{c} \text{第 1 項} \\ \text{第 3 項} \end{array} \right)$ の規定に基づき申請します。

記

- 1 調達要求番号
- 2 契約件（品）名
- 3 発明等の名称
- 4 発明者等の住所・所属・氏名
- 5 出願予定国名
- 6 その他（特別条項第 50 条第 3 項の規定に該当する特許出願の場合は、経済安全保障推進法第 70 条第 1 項に規定する保全審査を受けることを要望する旨を記載）

関連文書： 1 別記様式 1 の発簡番号及び発簡年月日

2 特別条項第 48 条第 1 項に基づく甲の承認書の発簡番号及び発簡年月日

添付書類： 1 発明等の概要を説明する資料

2 特許若しくは実用新案登録の場合は、願書、明細書、特許請求の範囲若しくは実用新案登録請求の範囲、図面及び要約書（特別条項第50条第3項の規定に該当する特許出願の場合は、加えて保全審査申出書類）、意匠登録の場合は、願書及び図面若しくは写真、又は回路配置利用権の場合は、申請書、図面若しくは写真、説明書及びその他添付する資料

別記様式 4

発簡番号

令和 年 月 日

支出負担行為担当官

分任支出負担行為担当官 殿

(物別官室長 気付)

住 所

会 社 名

代表者名

担当者名

連 絡 先

産業財産権出願通知書

下記の契約に係る $\left(\begin{array}{c} \text{特許の出願} \\ \text{実用新案登録の出願} \\ \text{意匠登録の出願} \\ \text{回路配置利用権の設定登録の申請} \end{array} \right)$ を行ったので、特別

条項第 5 1 条第 1 項の規定に基づき通知します。

記

- 1 調達要求番号
- 2 契約件（品）名
- 3 発明等の名称
- 4 発明者等の住所・所属・氏名
- 5 出願日
- 6 出願番号
- 7 出願した国名

関連文書：別記様式 3 の発簡番号及び発簡年月日

添付書類：1 特許庁が発行した受領書（写）

- 2 特許若しくは実用新案登録の場合は、願書、明細書、特許請求の範囲若しくは実用新案登録請求の範囲、図面及び要約書（特別条項第 5 0 条第 3 項の規定に該当する特許出願の場合は、加えて保全審査申出書類）、意匠登録の場合は、願書及び図面若しくは

写真、又は回路配置利用権の場合は、申請書、図面若しくは写真、説明書及びその他添付する資料

別記様式 5

発簡番号

令和 年 月 日

支出負担行為担当官

分任支出負担行為担当官 殿

(物別官室長 気付)

住 所

会 社 名

代表者名

担当者名

連 絡 先

産業財産権の設定の登録通知書

下記の契約に係る $\left(\begin{array}{c} \text{特許権} \\ \text{実用新案権} \\ \text{意匠権} \\ \text{回路配置利用権} \end{array} \right)$ の設定の登録を受けましたので、特別

条項第 5 1 条第 8 項の規定に基づき通知します。

記

- 1 調達要求番号
- 2 契約件 (品) 名
- 3 発明等の名称
- 4 出願日
- 5 出願番号
- 6 産業財産権者
- 7 登録日
- 8 登録番号
- 9 登録した国名

関連文書：別記様式 4 の発簡番号及び発簡年月日

別記様式 6

発簡番号

令和 年 月 日

支出負担行為担当官

分任支出負担行為担当官 殿

(物別官室長 気付)

住 所

会 社 名

代表者名

担当者名

連 絡 先

移転承認申請書

下記の契約に係る知的財産権について移転したいので、特別条項第 5 3 条第 1 項の規定に基づき承認を申請します。

記

- 1 調達要求番号
- 2 契約件（品）名
- 3 ア 知的財産権の種類
イ アが産業財産権のいずれかとして登録されている場合、その名称・登録番号・登録した国名、それ以外の場合、当該知的財産権の及ぶ新研究成果の件名
- 4 移転先（住所、会社名、代表者名、連絡先、担当者等も含む。）
- 5 特別条項第 4 8 条から第 5 5 条まで、第 6 2 条及び第 6 4 条の規定の適用に支障を与えないことを示す書面（移転契約の契約書案等）
- 6 移転の理由

関連文書： 1 別記様式 1 の発簡番号及び発簡年月日

2 特別条項第 4 8 条第 1 項に基づく甲の承認書の発簡番号及び発簡年月日

別記様式 7

発簡番号

令和 年 月 日

支出負担行為担当官

分任支出負担行為担当官 殿

(物別官室長 気付)

住 所

会 社 名

代表者名

担当者名

連 絡 先

移転通知書

下記の契約に係る知的財産権について移転しましたので、特別条項第 5 3 条第 4 項の規定に基づき通知します。

記

- 1 調達要求番号
- 2 契約件（品）名
- 3 ア 知的財産権の種類
イ アが産業財産権のいずれかとして登録されている場合、その名称・登録番号・登録した国名、それ以外の場合、当該知的財産権の及ぶ新研究成果の件名
- 4 移転先（住所、会社名、代表者名、連絡先、担当者等も含む。）
- 5 移転日
- 6 移転先が特別条項第 4 8 条第 1 項各号及び第 3 項から第 5 項まで、第 4 9 条から第 5 5 条まで、第 6 2 条及び第 6 4 条の規定を遵守することを示す書面（移転契約の契約書の写し等）

関連文書：別記様式 6 の発簡番号及び発簡年月日

別記様式 8

発簡番号

令和 年 月 日

支出負担行為担当官

分任支出負担行為担当官 殿

(物別官室長 気付)

住 所

会 社 名

代表者名

担当者名

連 絡 先

実施許諾承認申請書

下記の契約に係る知的財産権について実施許諾を行いたいので、特別条項第 5 4 条第 1 項の規定に基づき承認を申請します。

記

- 1 調達要求番号
- 2 契約件（品）名
- 3 ア 知的財産権の種類
イ アが産業財産権のいずれかとして登録されている場合、その名称・登録番号・登録した国名、それ以外の場合、当該知的財産権の及ぶ新研究成果の件名
- 4 実施許諾先（住所、会社名、代表者名、連絡先、担当者等も含む。）
- 5 実施許諾の範囲（国・地域・期間・内容）
- 6 特別条項第 4 8 条、第 4 9 条、第 5 4 条及び第 6 4 条の規定の適用に支障を与えないことを示す書面（実施許諾契約の契約書案等）
- 7 承認を受ける理由

関連文書： 1 別記様式 1 の発簡番号及び発簡年月日

2 特別条項第 4 8 条第 1 項に基づく甲の承認書の発簡番号及び発簡年月日

別記様式 9

発簡番号

令和 年 月 日

支出負担行為担当官

分任支出負担行為担当官 殿

(物別官室長 気付)

住 所

会 社 名

代表者名

担当者名

連 絡 先

専用実施権等設定承認申請書

下記の契約に係る知的財産権について専用実施権等を設定したいので、特別条項第54条第2項の規定に基づき承認を申請します。

記

- 1 調達要求番号
- 2 契約件(品)名
- 3 ア 知的財産権の種類・番号・名称・国名
イ アが産業財産権のいずれかとして登録されている場合、その名称・登録番号・登録した国名、それ以外の場合、当該知的財産権の及ぶ新研究成果の件名
- 4 専用実施権等の範囲(国・地域・期間・内容)
- 5 設定を受ける者の名称(社名、住所、連絡先、代表者、担当者等も含む。)
- 6 特別条項第48条、第49条、第54条及び第64条の規定の適用に支障を与えないことを示す書面(専用実施権等の設定に係る契約の契約書案等)
- 7 承認を受ける理由

関連文書：1 別記様式1の発簡番号及び発簡年月日

2 特別条項第48条第1項に基づく甲の承認書の発簡番号及び発簡年月日

発簡番号
令和 年 月 日

支出負担行為担当官
分任支出負担行為担当官 殿
(物別官室長 気付)

住 所
会 社 名
代表者名
担当者名
連 絡 先

放棄承認申請書

下記の契約に係る知的財産権について放棄を行いたいので、特別条項第55条の規定に基づき承認を申請します。

記

- 1 調達要求番号
- 2 契約件(品)名
- 3 ア 知的財産権の種類
イ アが産業財産権のいずれかとして登録されている場合、その名称・登録番号・登録した国名、それ以外の場合、当該知的財産権の及ぶ新研究成果の件名
- 4 放棄予定日
- 5 放棄の理由

関連文書：1 別記様式1の発簡番号及び発簡年月日
2 特別条項第48条第1項に基づく甲の承認書の発簡番号及び発簡年月日

発簡番号
令和 年 月 日

支出負担行為担当官
分任支出負担行為担当官 殿
(物別官室長 気付)

住 所
会 社 名
代表者名
担当者名
連 絡 先

知的財産管理報告書

下記の契約に係る知的財産権について、特別条項第 6 5 条の規定に基づき報告します。

記

- 1 調達要求番号
- 2 契約件（品）名
- 3 仕様書等で定める事項の遂行に当たり実施した又は留意すべき知的財産権（出願又は申請中を含む。）の名称・登録（出願）番号・権利者（出願人）・留意事項
- 4 乙の固有の技術資料の名称・番号・記載箇所・乙の固有の技術資料とする理由・著作権及び著作者人格権の許諾の指定